

# PRESS RELEASE

株式会社名古屋証券取引所

〒460-0008

名古屋市中区栄三丁目3番17号

TEL 052-262-3171

FAX 052-241-1527

URL <http://www.nse.or.jp/>

---

平成19年3月28日

各 位

## 3月社長記者会見

1. 中期経営計画（2007年度～2009年度）について <資料1 参照>
2. 取引参加者に関する諸制度の整備について <資料2 参照>

以 上

## 中期経営計画（2007 年度～2009 年度）

2007 年 3 月 28 日

株式会社名古屋証券取引所

我が国の証券市場は、政府が進める「貯蓄から投資へ」の移行を課題として実施された様々な施策や企業による株主への利益還元策の強化等に加え、情報技術革新の進展も加わり、個人投資家の市場参加が拡大してきている。

今後、「貯蓄から投資へ」の流れが一層加速することに伴い、市場インフラである証券取引所のシステムに対する信頼性・高速性・柔軟性向上への要求及び証券取引所の自主規制機能に対する期待は益々高まることが想定される。

名古屋証券取引所（以下「名証」という。）においては、2007 年 5 月に新システムが稼動する予定である。今後はシステムの安定稼動を重視した運用を行う一方、更なる市場参加者の利便性向上、システムの信頼性・安定性向上に向け、将来的なシステムのあり方を検討する必要がある。

新興企業向け市場であるセントレックスについては、上場企業数が 2006 年度末で 31 社となり、新興市場として認知度が向上した。セントレックスの市場拡大は、名証上場企業数や総合取引参加者数の増加に繋がっている。

セントレックス市場については、今後も自主規制機能を大いに発揮し、証券取引所としての公共性・公益性を重視しつつ、新興市場本来の機能である多様なビジネスモデルを受け容れ、新興企業の成長・発展に寄与する市場運営を行うこととする。

上場メリットの向上を目指して実施している上場会社への I R 支援サービスについては、名証 I R エキスポをはじめ大きな成果をあげている。今後も、上場会社のニーズを満たす I R 支援サービスを提供し、上場企業へのサポートの充実度を高め、名証市場における上場メリット向上に努める必要がある。

昨年度より全面課金を行った名証相場情報については、更に提供先の拡大に取り組むことで収益の拡大を図る。また、業務の合理化・効率化に引き続き取り組み、財政基盤の安定性向上を目指す。

## 1. 経営の基本方針

- (1) 中部地区の証券取引所として軸足を中部に置きつつ、全国区のマーケットとしての地位を確固たるものにしていくことを目指す。
- (2) 収入の拡大に積極的に取り組むとともに、低コスト体質を維持することで、財政基盤の安定性向上を目指す。また、相当の利益を確保することができる事業年度においては、株主配当を実施する。
- (3) 効率性の高い組織運営と業務遂行を常に意識し、投資家、上場会社、証券会社等、市場参加者の視点に立った施策の実施およびサービスの提供に努める。
- (4) 自主規制機能の維持・向上を図るとともに、可能な限りリスク管理体制の整備に努めることで、マーケットの信頼性向上を図る。
- (5) 証券業界の一員として、わが国における証券市場の利用促進を図る観点から、投資家層の拡大に向けた取組みを関連機関・団体と協力して実施する。

## 2. 経営財務目標

	2006年度見込み	2007年度	2008年度	2009年度
営業収益	1,706百万円	1,647百万円	1,670百万円	1,632百万円
営業利益	532百万円	283百万円	394百万円	380百万円
経常利益	591百万円	315百万円	426百万円	412百万円

## 3. 事業戦略

### (1) 上場プロモーション活動の促進

関係機関と協力し、新興企業向け市場であるセントレックスを中心とした上場プロモーション活動を中部地区はもとより全国的に取り組む、延いては名証上場会社数の増加に繋げていく。

また、外国会社の上場の可能性等について、予備調査を継続する。

(2) 市場規模の拡大

セントレックス上場企業数の増加と上場廃止申請の減少を背景として、市場規模は緩やかな拡大に転じつつある。

しかし、上場廃止申請の動きは皆無ではなく、名証上場のメリットを向上させるために、上場会社のIR活動や中部地区における広報活動のサポートなどの充実に引き続き努める。

【上場会社数予測】

	2006年度末実績	2007年度末	2008年度末	2009年度末
上場会社数	391社	400社	409社	418社

(3) 取引参加者数の増加

発行市場および流通市場の活性化を図るためには、証券会社が数多く名証市場に参加することが必要であることから、取引参加者数の増加に努める。

【取引参加者数予測】

	2006年度末実績	2007年度末	2008年度末	2009年度末
総合取引参加者数	48社	50社	52社	53社

(4) 市場の公正性・信頼性の確保

上場監理、市場監理及び取引参加者監理などの自主規制機能を適切に発揮するとともに、関係機関との連携を強化することで、名証市場の公正性・信頼性の向上を図る。

また、さまざまなリスクを可能な限り未然に防止するとともに、リスク発生時において適切な対応をとることができるよう、リスク管理の運用体制について一層の整備を図る。

(5) 次世代システムへの対応の検討

東京証券取引所が次世代システムの開発に着手したことを踏まえ、当取引所としても、市場参加者の利便性、システムの信頼性・安定性向上等を勘案し、次世代システムへの対応について検討する。

(6) コーポレート・ガバナンスの充実・強化

業務運営が迅速かつ的確、公正かつ効率的に運営されるよう、内部統制システム構築の基本方針に基づき、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を図る。

(7) 収益力の強化

昨年度より全面課金を行った名証相場情報について、更に提供先の拡大に取り組むことで収益の拡大を図る。また、業務の合理化・効率化に引き続き取り組み、財政基盤の安定性向上を目指す。

(8) 組織体制の整備

市場の安定性・信頼性・公正性向上及び収益力の強化を図る観点から、社員のレベルアップを図るとともに、新システムの稼働後の運用体制及び次世代システムへの対応方針を考慮しつつ、組織体制を整備する。

(9) 個人投資家の拡大

わが国証券市場へ新たな投資家の参加を促すため、関連団体等と連携を図りながら、個人投資家の育成・教育活動を行う。

以上

※中期経営計画は、毎年度改定するローリング方式を採用する。

## 取引参加者に関する諸制度の整備について

平成19年3月28日  
株式会社名古屋証券取引所

## I. 趣 旨

当取引所では、昨今、証券界を取り巻く環境が急激に変化していることなどに鑑み、以下のとおり取引参加者に関する諸制度について所要の整備を行うこととする。

- ① 取引参加者は、財産及び業務の内容に大きな影響を受けるおそれがある合併、会社分割又は事業譲渡（以下「合併等」という。）を行おうとする場合には、あらかじめ当取引所の承認を受けなければならないこととなっている。当該承認に関する申請手続き及び審査の内容については、運用上は決まっているが規定上明記していないことから、これを明確化するなど、合併等に関する承認手続きについて所要の整備を行うこととする。
- ② 取引参加者の経営実態について、より適切に把握しておく必要があるという観点から、例えば取引参加者が他の会社の子会社になった場合には当取引所に報告することとするなど、取引参加者が行う当取引所への届出及び報告事項について一部見直しを行うこととする。
- ③ その他、取引参加者における適切な注文管理体制の整備や取引資格取得審査に係る手数料に関し、所要の規定整備を行う。

## II. 改正概要

項 目	内 容	備 考
1. 合併等に関する承認手続きの整備 (1) 合併等の承認に係る申請手続き及び審査内容の明確化	取引参加者が合併等の承認を受ける場合の当取引所が行う審査について、その申請手続き及び内容を明確化する。 なお、当該審査は、取引資格の取得に係る審査に準じて、以下の事項を勘案して行うこととする。	※現在行っている申請手続き及び審査の内容を明確にするものである。

項 目	内 容	備 考
<p>(2) 合併等に係る事前通知</p>	<p>① 経営の体制の維持  当該合併等の効力発生日における取引参加者の経営の体制が、当取引所の市場の運営にかんがみて適当でない認められる者の支配又は影響を受けることとならないなど、健全な経営の体制が維持されることが見込まれること</p> <p>② 財務基盤の維持  当該合併等の効力発生日における取引参加者の財務の状況が、一定の基準に適合するとともに、安定した収益力が確保されることが見込まれること</p> <p>③ 業務執行体制の維持  当該合併等の効力発生日において、当取引所における取引の受注、執行及び受渡決済、損失の危険の管理並びに法令遵守等に関し、適切な業務執行体制が維持されることが見込まれること</p> <p>④ 手続きの適法性等  当該合併等に係る手続きが法令諸規則に基づいて適正に行われていること</p> <p>審査基準の充足状況や手続きの瑕疵の有無等に係る審査の適正な期間を確保するため、取引参加者は、合併等の承認に係る株主総会の2週間前までに、以下に掲げる当該合併等に関する内容その他当取引所が必要と認める内容について、当取引所に通知することとする。ただし、当取引所が真にやむを得ないと認める事由</p>	<p>※「一定の基準」とは、取引資格の取得審査に関する規則に定める基準と同様とする。</p> <p>※現行運用において、合併等の承認に係る株主総会の2週間前までに承認申請書の案の提出を求めているが、それを明確にするものである。</p>

項目	内容	備考								
(3) 承認後の継続報告	<p>により通知が遅れる場合は、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="586 280 1420 865"> <thead> <tr> <th data-bbox="586 280 922 328">事象</th> <th data-bbox="922 280 1420 328">通知内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="586 328 922 475">合併 (取引参加者規程第20条第1項第1号)</td> <td data-bbox="922 328 1420 475"> <ul style="list-style-type: none"> <li>合併後の株主構成及び役員の状況</li> <li>被合併会社の概要(財務の状況を含む。)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="586 475 922 718">事業の譲渡等 (同項第2号又は第4号)</td> <td data-bbox="922 475 1420 718"> <ul style="list-style-type: none"> <li>譲渡等後の役員状況、組織構成及び当取引所における有価証券の売買等の見込み</li> <li>譲渡等の対象となる事業(資産及び負債の内容を含む)の概要</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="586 718 922 865">事業の譲受け等 (同項第3号又は第5号)</td> <td data-bbox="922 718 1420 865"> <ul style="list-style-type: none"> <li>譲受け等後の役員の状況</li> <li>譲受け等の対象となる事業(資産及び負債の内容を含む)の概要</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>取引参加者は、当取引所が必要と認める場合には、合併等の効力発生後、当初計画に基づく財務の状況や収益性等の確保、業務執行体制の整備等の状況について報告するものとする。</p>	事象	通知内容	合併 (取引参加者規程第20条第1項第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>合併後の株主構成及び役員の状況</li> <li>被合併会社の概要(財務の状況を含む。)</li> </ul>	事業の譲渡等 (同項第2号又は第4号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>譲渡等後の役員状況、組織構成及び当取引所における有価証券の売買等の見込み</li> <li>譲渡等の対象となる事業(資産及び負債の内容を含む)の概要</li> </ul>	事業の譲受け等 (同項第3号又は第5号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>譲受け等後の役員の状況</li> <li>譲受け等の対象となる事業(資産及び負債の内容を含む)の概要</li> </ul>	<p>※「当取引所が必要と認める場合」とは、取引参加者が、合併等の承認を受ける際に当取引所に対して示した計画等について、その実施に一定期間を要すると判断される場合等を含むものとする。</p>
事象	通知内容									
合併 (取引参加者規程第20条第1項第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>合併後の株主構成及び役員の状況</li> <li>被合併会社の概要(財務の状況を含む。)</li> </ul>									
事業の譲渡等 (同項第2号又は第4号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>譲渡等後の役員状況、組織構成及び当取引所における有価証券の売買等の見込み</li> <li>譲渡等の対象となる事業(資産及び負債の内容を含む)の概要</li> </ul>									
事業の譲受け等 (同項第3号又は第5号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>譲受け等後の役員の状況</li> <li>譲受け等の対象となる事業(資産及び負債の内容を含む)の概要</li> </ul>									
<p>2. 届出・報告事項の見直し</p> <p>(1) 他の者による議決権の過半数の保有に係る</p>	<p>取引参加者の報告制度等の充実を図る観点から、以下の見直しを行う。</p> <p>取引参加者は、その議決権の過半数を他の者に保有される事実を知ったときは、直ちに当取引所に報告するものとする。</p>	<p>※現在、取引参加者は、大株主上位10名に変更があった場合は、当取引所に報告するこ</p>								

項 目	内 容	備 考
<p>報告</p> <p>(2) 法令違反等に係る報告</p> <p>(3) システム障害に係る報告</p> <p>(4) 役員が他の法人の役員に就任した場合の届出の変更</p>	<p>取引参加者は、当取引所における有価証券の売買等に関し、法令等に違反する行為又は当取引所規則に違反する行為が行われたことを知ったときは、直ちに当取引所に報告するものとする。</p> <p>取引参加者は、当取引所における有価証券の売買等に関し、使用しているシステム又は機器に障害が発生したことを知ったときは、直ちに当取引所に報告するものとする。</p> <p>取引参加者の役員が他の法人の役員に就任（又は退任）した場合について、届出事項から報告事項に変更する。</p>	<p>ととしているが、株式移転、株式交換等の方法による組織再編、第三者割当や公開買付け等により他の法人等の子会社となるなど、その支配関係に大きな変更がある場合についても、報告することとする。</p> <p>※当取引所が取引参加者に対して処分又は注意喚起等する場合は、取引参加者が自らの検査等により法令違反等を発見し、適切な対応を行っているかなどを勘案することとしている。</p> <p>※当取引所は、取引参加者のシステム障害等の状況を迅速に把握することにより、それが当取引所に与える影響や、取引参加者における現行のシステムリスク管理体制の整備状況について確認することとする。</p>
<p>3. その他</p> <p>(1) 誤注文の発注を防止するための取引参加者に</p>	<p>取引参加者は、当取引所の市場における有価証券の売買等に関して、過誤のある注文の受託及び発注を未然に防止するため、社</p>	

項 目	内 容	備 考
<p>おける体制整備</p> <p>(2) 取引資格取得審査に係る手数料の納入時期の見直し</p>	<p>内規則の制定等の措置を講ずることにより、適切な注文管理体制を整備するものとする。</p> <p>取引資格の取得申請者が、取引資格の取得の承認後に納入することとなる「入会金」について、その名称を「資格審査料」とするとともに、納入時期を「取引資格の取得申請後」に改める。</p>	<p>※現在、取引資格の取得申請者は、取引資格の取得審査に係る手数料として、入会金(50万円)を納入することとなっている。</p>

### Ⅲ. 実施時期（予定）

平成19年5月を目途に実施する。

以 上